広島県告示第１号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第５条第１項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので，同条第４項の規定によって，その概要を次のとおり告示する。

平成29年１月５日

広島県知事　湯　　﨑　　英　　彦

１　申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	広島県廿日市市友田字橋桁95番地９ 株式会社サミット 代表取締役　青野　猛
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県廿日市市友田字橋桁95番地９他 株式会社サミット

２　申請の内容

74 特定事業場から排出される水の処理施設１基を廃止するとともに，４ 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設のうち，イ 原料処理施設３基，ロ 洗浄施設１基及びニ 湯煮施設１基を設置する。また，汚水等の処理の方法及び排出水の汚染状態を変更する。

(1)　特定施設の種類，能力及び使用の方法

（その１）　74 特定事業場から排出される水の処理施設１基　廃止

（その２）　新設

種類		４－イ 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する原料処理施設（皮むき機①）	４－イ 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する原料処理施設（皮むき機②）
能力		１トン/時	１トン/時
工期	工事着手予定年月日	許可後直ちに	許可後直ちに
	工事完成予定年月日	工事着手後直ちに	工事着手後直ちに

等	使用開始予定年月日		工事完成後直ちに		工事完成後直ちに	
使用の方法	使用時間間隔及び１日当たりの使用時間（使用の季節的変動）		８時から19時，８時間（季節的変動なし）		８時から19時，８時間（季節的変動なし）	
	項目		通常	最大	通常	最大
	排出される汚水等の状態	水素イオン濃度（単位：水素指数）	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
		生物化学的酸素要求量（単位：mg/L）	400	600	400	600
		化学的酸素要求量（単位：mg/L）	300	600	300	600
		浮遊物質量（単位：mg/L）	250	350	250	350
		窒素含有量（単位：mg/L）	70	100	70	100
		燐含有量（単位：mg/L）	15	20	15	20
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量（単位：mg/L）	150	200	150	200
		大腸菌群数（単位：個／㎤）	100,000以下	100,000	100,000以下	100,000
	排出される汚水等の１日当たりの量（単位：㎥）		0.5	1.0	0.5	1.0
	汚水等の排出先		汚水処理施設		汚水処理施設	

（その３）　新設

種類		４－イ 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する原料処理施設（芽取りライン）	４－ロ 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する洗浄施設（洗浄機械）
能力		１トン/時	５トン/日
工期等	工事着手予定年月日	許可後直ちに	許可後直ちに
	工事完成予定年月日	工事着手後直ちに	工事着手後直ちに
	使用開始予定年月日	工事完成後直ちに	工事完成後直ちに
	使用時間間隔及び１日当たりの使用時間（使用の季節的変動）	８時から19時，８時間（季節的変動なし）	８時から19時，８時間（季節的変動なし）

使用の方法	項目			通常	最大	通常	最大
	排出される汚水等の状態	水素イオン濃度（単位：水素指数）		5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
		生物化学的酸素要求量	（単位：mg/L）	250	350	400	600
		化学的酸素要求量		200	350	300	600
		浮遊物質量		150	200	250	350
		窒素含有量		40	60	70	100
		燐含有量		5	12	15	20
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量		80	120	150	200
		大腸菌群数（単位：個／㎤）		100,000以下	100,000	100,000以下	100,000
	排出される汚水等の１日当たりの量（単位：㎥）			0.5	1.0	3.0	5.0
	汚水等の排出先			汚水処理施設		汚水処理施設	

（その４）　新設

種類			４－ニ 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する湯煮施設（スチームマシン）
能力			８トン/日
工期等	工事着手予定年月日		許可後直ちに
	工事完成予定年月日		工事着手後直ちに
	使用開始予定年月日		工事完成後直ちに
	使用時間間隔及び１日当たりの使用時間（使用の季節的変動）		８時から19時，８時間（季節的変動なし）
	項目		通常 / 最大
		水素イオン濃度（単位：水素指数）	5.8～8.6 / 5.8～8.6

使用の方法	排出される汚水等の状態	生物化学的酸素要求量	(単位：mg/L)	300	450
		化学的酸素要求量		250	450
		浮遊物質量		200	250
		窒素含有量		50	75
		燐含有量		10	15
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量		100	150
		大腸菌群数（単位：個／㎤）		100,000以下	100,000
	排出される汚水等の1日当たりの量（単位：㎥）			1.0	2.0
	汚水等の排出先			汚水処理施設	

(2)　汚水等の処理の方法

				変更前				変更後			
種類				汚水処理施設							
工期等	工事着手予定年月日			既設				許可後直ちに			
	工事完成予定年月日							工事着手の７日後			
	使用開始予定年月日							完成後直ちに			
汚水等の汚染状態	汚水等の汚染状況 処理前処理後の	項目		通常		最大		通常		最大	
				処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
		生物化学的酸素要求量	(単位：mg/L)	1,500	10	1,750	15	600	10	900	15
		化学的酸素要求量		638	20	807	30	478	20	859	30
		浮遊物質量		500	10	650	20	400	10	500	20
		窒素含有量		275	30	473	120	96	30	143	120
		りん含有量		20	8	30	16	14	6	29	16

		大腸菌群数（単位：個／cm³）	∞	3,000 以下	∞	3,000	100,000 以下	3,000 以下	100,000	3,000
	排出される汚水等の１日当たりの量 (単位：㎥)		350	350	400	400	320	320	380	380

(3)　排出水の汚染状態

排水口名	項目	変更前		変更後	
		通　常	最　大	通　常	最　大
総合排水口	りん含有量（単位：mg／L）	8	16	6	16
	排出される汚水等の１日当たりの量 (単位：m³)	350	400	320	380

３　事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1)　縦覧期間

平成28年１月５日から平成29年１月26日まで

(2)　縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部厚生環境事務所環境管理課並びに廿日市市環境政策課